

昭和五十三年十一月七日受領  
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質八五第七号

昭和五十三年十一月七日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員斎藤実君提出千歳空港の国際化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員齋藤実君提出千歳空港の国際化に関する質問に対する答弁書

一及び四について

千歳飛行場を使用飛行場とする国際定期航空路線の開設については、同飛行場の設置の目的を十分考慮しつつ、当該路線に係る輸送需要の動向、同飛行場の処理能力、同飛行場の周辺地域の状況、航空協定上の権益等について検討する必要があるので、その検討を行うこととした  
い。

二及び三について

千歳飛行場は関税法上不開港であるが、国際航空運送事業の用に供する航空機は、税関長の許可又は税関長への届出により、直接入港することができる。

税関空港の指定については、国際定期航空路線の開設についての検討と併せて、その必要性

を検討してまいりたい。

また、検疫体制の整備については、検疫飛行場及び動植物の検疫飛行場として指定する問題も含め、今後の動向をみながら検討してまいりたい。

五について

チャーター便については、千歳飛行場の設置の目的を十分考慮しつつ、従来から、同飛行場の使用を認めてきている。今後も、その使用日時の適否等を検討の上、その都度判断することとしたい。

右答弁する。